

学校旅行総合保険

重要事項説明書の補足事項

AIG 損害保険株式会社

この補足事項では、学校旅行総合保険「重要事項説明書」において  マークを記載した事項およびその他ご留意いただきたい事項についてご説明しています。重要事項説明書とあわせてご確認ください。

1. 事故が起こった場合の手続

(1) 保険金をお支払いする事故などが発生した場合は、30 日以内に取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。正当な理由なくご通知がない場合や、知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) 賠償責任に対する補償（特約）をセットしたご契約で、賠償事故の際、被害者（事故の相手方）から損害賠償請求を受けた、または訴訟となった場合は、直ちにご連絡ください。あらかじめ弊社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(3) 保険金請求権には時効（3 年）がありますので、ご注意ください。

(4) 保険金を請求する際は、例えば次表のような「保険の約款」に定める書類のうち、弊社が請求した書類を提出していただく必要があります。なお、お支払いする保険金によって必要書類が異なります。

確認の内容	必要書類の例
本人・請求意思の確認	保険金請求書、印鑑証明書 など
保険事故発生の確認	公的機関や第三者の事故証明書 など
損害額の確認	診断書、治療費領収書、各費用の支出を証明する書類 など
旅行参加者であることの確認	旅行参加申込書 など

(5) 弊社では、保険金のご請求手続が完了した日からその日を含めて 30 日以内に保険金をお支払いすることとしておりますが、「保険の約款」に定める特別な調査などが必要な場合には、これを延長することがあります。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

2. 代理請求人制度（旅行参加者条項ありの場合）

被保険者が保険金を請求できない状態にあり、かつ保険金を受け取るべき代理人（親権者、成年後見人など）がいない場合に、次の①～③の方により保険金を請求いただくことができます。

①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（※1）

②被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族（※2）（①の配偶者（※1）がいない場合または①の配偶者（※1）に保険金を請求できない事情がある場合）

③ ①以外の配偶者（※1）または②以外の 3 親等内の親族（※2）（①、②の方がいずれもいない場合または①、②のいずれにも保険金を請求できない事情がある場合）

（※1）法律上の配偶者に限ります。

（※2）法律上の親族に限ります。

3. 被害者（事故の相手方）の先取特権（旅行参加者条項ありの場合）

賠償責任に対する補償（特約）においては、被害者（事故の相手方）には債権者に優先して、弊社に対して損害賠償額を請求することができる権利（先取特権）があります。

4. 共同保険

ご契約が複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

5. 保険証券の確認・保管

(1) ご契約後、1 か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。

(2) 保険証券は、保険契約の内容が記載されている重要な書類です。内容をご確認いただき、記載内容が事実と異なる場合は、直ちに取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

(3) 保険証券は大切に保管してください。